資料３－２

○北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成16年11月26日規則第125号

改正

平成16年12月28日規則第136号
平成17年３月４日規則第２号
平成17年３月31日規則第27号
平成22年３月31日規則第45号
平成28年３月31日規則第38号
令和３年３月31日規則第34号
令和８年３月31日規則第26号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募等）

第２条　知事は、条例第２条第１項本文の規定による公募をするときは、次に掲げる方法により同項各号に掲げる事項を明示するものとする。

（１）　インターネットの利用

（２）　本庁、総合振興局若しくは振興局の庁舎又は公募の対象となる道が設置した地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第１項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）における資料の配布

（３）　前２号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

２　条例第２条第１項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（１）　条例第２条第１項本文の規定による公募をした場合であって、次に掲げる場合

ア　条例第３条の規定による申請がなかった場合

イ　条例第４条の規定による審査の結果、同条各号に掲げる選定の基準に適合する団体がなかった場合

ウ　条例第４条の規定により指定管理者の候補者として選定した団体を指定することが不可能となり、又は指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合

（２）　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第４項に規定する選定事業によりその全部又は一部を整備した公の施設について、同条第５項に規定する選定事業者に、当該公の施設の管理を行わせようとする場合

（３）　道が設置する公の施設に隣接し、又は近接して、市町村又は法第284条第１項に規定する地方公共団体の組合（以下「市町村等」という。）が設置し、かつ、当該市町村等又は他の市町村等が管理する施設がある場合であって、当該市町村等又は他の市町村等がこれらの施設を一体的に管理することにより道が設置する公の施設に係る効率的な管理又は利用者の利便の向上が図られると認められる場合

（４）　公の施設における調査研究、相談又は技術指導等の業務に係る専門的知識を有する者が所属する特定の団体に当該公の施設の管理を行わせることが当該公の施設の設置の目的を達成するために効果的であると認められる場合

３　条例第２条第１項第３号の申請期間は、公募を開始する日から起算して40日以上としなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。

４　条例第２条第１項第６号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　道が指定管理者に支払うべき管理の費用の基準となる額

（２）　指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

（３）　法第244条の２第８項に規定する利用料金に関する事項（同項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合に限る。第８条第６号において同じ。）

（４）　条例第３条各号に掲げる書類の具体的内容

（５） 第10条第１項に規定する管理の目標
（６） その他知事が必要と認める事項
（申請）
第３条　条例第３条の規定による申請は、別記第１号様式の申請書を提出して行うものとする。
２　条例第３条第５号の知事が定める書類は、次に掲げる書類とする。
（１） 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
（２） 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
（３） その他知事が必要と認める書類
３　第１項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。
（審査）
第４条　知事は、条例第４条の規定による審査を行うに当たっては、公の施設ごとに同条各号に掲げる基準に基づき具体的な審査の項目を定めるものとする。
（欠格事項）
第５条　知事は、条例第４条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。
（１） 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない団体
（２） 当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
ア　公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ウ　道における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
（３） 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
（４） 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
ア　道の知事
イ　道議会の議員
（指定管理者の指定に係る公表）
第６条　条例第７条第２項又は条例第12条第３項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。この場合において、第２号の方法により条例第７条第２項の規定による公表をするときは、条例第４条の規定による審査の経過及び選定の結果についても公表するものとする。
（１） 当該公の施設における掲示
（２） インターネットの利用
（３） 前２号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
（変更事項の届出）
第７条　指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったときは、別記第２号様式により、遅滞なく、知事に届け出なければならない。
２　前項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。
（協定の締結）
第８条　条例第８条第４号の知事が定める事項は、次のとおりとする。
（１） 再委託の禁止等に関する事項
（２） 関係法令等の遵守に関する事項
（３） 事故発生時の報告等に関する事項
（４） 公の施設の維持補修に係る責任の分担及び公の施設の管理に伴い取得した物品等に関する事項
（５） 管理の業務に係る経理の区分並びに帳簿等の整備及び保管に関する事項
（６） 利用料金に関する事項
（７） 第10条第１項に規定する管理の目標に関する事項

（８） 北海道行政手続条例（平成７年北海道条例第19号）第13条の規定により指定管理者が行う意見陳述のための手続に関する事項
（９） その他知事が必要と認める事項
（事業報告書の提出）
第９条 指定管理者は、法第244条の２第７項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）を毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第12条第２項の規定により指定を取り消されたときは、指定を取り消された日から起算して30日以内に、同日までの事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。
（１） 管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況に関する事項
（２） 使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項
（３） 管理に係る経費の収支状況に関する事項
（４） 次条第１項に規定する管理の目標に係る達成状況に関する事項
（５） その他知事が必要と認める事項
２ 前項の事業報告書の様式は、別記第３号様式とする。
３ 知事は、第１項の事業報告書の提出を受けたときは、同項各号の事項について審査し、必要な指示等を行うものとする。
４ 第１項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。
（管理の目標）
第10条 知事は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、当該公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者が当該指定期間に管理に係る業務を通じて住民に提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する目標（以下「管理の目標」という。）を定めなければならない。
２ 知事は、条例第４条の規定により選定を行うときは、同条第２号の基準に基づき、申請者の業務計画書の内容が、管理の目標を達成するために適切かつ効果的なものであるかどうかを審査するものとする。
３ 知事は、指定管理者に管理を行わせる公の施設ごとに、管理の目標に係る達成状況に関する事項について把握し、定期にこれを公表するとともに、指定管理者がその管理する公の施設に係る管理の目標を円滑に達成できるよう、指定管理者に対する指示等を行うものとする。

附 則

（施行期日）
１ この規則は、公布の日から施行する。
（北海道行政手続条例施行規則の一部改正）
２ 北海道行政手続条例施行規則（平成７年北海道規則第67号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成16年12月28日規則第136号）

１ この規則は、平成17年１月１日から施行する。
２ この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年３月４日規則第２号）

１ この規則は、平成17年３月７日から施行する。
２ この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年３月31日規則第27号）

１ この規則は、平成17年４月１日から施行する。
２ この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をし

て使用することを妨げない。

附　則（平成22年３月31日規則第45号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日規則第38号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日規則第34号抄）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附　則（令和８年３月31日規則第26号）

（施行期日）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別記第１号様式（第３条関係）

指定管理者指定申請書

年　　月　　日

北海道知事　様

申請者
主たる事務所の所在地
名　　称
代表者職氏名
電話番号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　公の施設の名称

２　公の施設の所在地

添付書類

１　申請資格を有していることを証する書類
２　業務計画書
３　収支計画書
４　申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類
５　定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類
６　法人にあっては、登記事項証明書
７　その他知事が指定する書類

（日本産業規格　Ａ４）

別記第２号様式（第７条関係）

変　更　届　出　書

年　月　日

北海道知事　様

申請者
主たる事務所の所在地
名　　称
代表者職氏名
電 話 番 号

次のとおり変更したので、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第７条の規定により、届け出ます。

記

管理を行っている施設の名称		
変　更　の　内　容	変更前	
	変更後	
変　更　年　月　日	年　月　日	

注　登記簿謄本等変更を証する書類を添付すること。

（日本産業規格　Ａ４）

別記第３号様式（第９条関係）

事　業　報　告　書

年　月　日

北海道知事　様

申請者
主たる事務所の所在地
名　　称
代表者職氏名
電 話 番 号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第９条の規定により、次のとおり　　年度事業報告書を提出します。

記

1　公の施設の名称

2　管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況に関する事項

3　使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項

4　管理に係る経費の収支状況に関する事項

5　管理の目標の達成状況に関する事項

6　その他知事が必要と認める事項

注　記載事項を欄内に記入できないときは、別紙に記載し、添付すること。

（日本産業規格　Ａ４）